

令和7年度 奈良教育長賞

税金、払ってません

奈良県立桜井高等学校 1年 脇田 莉子

私の家は代々お寺をやっていて、私は小さいころからお経の声を聞きながら育ってきました。お葬式や法事で忙しくしている日が多くありました。税の作文について何を書くか迷っていたらお母さんに

「宗教法人は固定資産税や所得税を払わなくていいから法人税について調べて書いてみたら？」

と言われて興味深かったので調べてみました。

宗教法人はもちろん全く払っていないわけではありませんが、宗教活動で得たお金には法人税がかからないという仕組みになっているそうです。分かりやすい固定資産税が非課税の理由を調べてみると二つありました。一つ目は宗教法人が行う礼拝、教義の伝道、社会貢献活動などは、広く社会の精神的・文化的な基盤を支える「公益的な活動」とされています。そのため、これらの活動に使われる土地や建物については、税金を課さないことで支援しているのです。二つ目は日本国憲法第二〇条では「宗教の自由」が保障されています。課税によって宗教活動に制限がかかると、信教の自由を侵害する恐れがあると考えられているため、宗教活動に直接使われている資産には固定資産税をかけない仕組みになっています。ただし、宗教法人でも宗教関係と関係のない収益事業に使っている土地、建物にはきちんと課税されます。完全に免除ではなく、あくまで「宗教活動に使っている部分」に限定した非課税です。お寺は「安心できる場所」なのだと私は思います。ですから、宗教活動に関わる部分が特別に扱われていることにはある程度納得できました。けれども最近は

「宗教法人ってずるいんじゃない？税金を払ってないんでしょ？」

というような声が多いみたいで、たしかに大きなお寺や教会の中には、お墓をたくさん売ったり駐車場や不動産を貸したりして宗教とはあまり関係のない活動で多くの収入を得ているところもあるそうです。こうした収入まで非課税であれば、それは不公平だと感じる人がいるのも当然だと思います。宗教法人も社会の一つの存在です。だからこそ、「特別扱いされて当然」ではなく「社会から信頼される存在」であるべきだと思います。信仰の自由を守ることと、ルールに沿って税を負担することは両立できるはずです。

私はお寺に生まれて宗教の大切さ、外からの厳しい目を感じました。宗教法人がきちんと信頼されるように「税金と宗教」について私なりに考え続けていきたいと思います。